

租税特別措置法第41条の19の2第1項の規定に基づく証明書交付事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、租税特別措置法（昭和32年3月31日法律第26号）第41条の19の2第1項の規定に基づく証明書（以下「証明書」という。）の交付事務に関して、必要な事項を定めるものとする。

(証明事項)

第2条 証明書は、申請家屋において、租税特別措置法施行規則（昭和32年3月31日大蔵省令第15号）第19条の11の2第3項に規定する事項について証明するものとする。

(証明書の申請)

第3条 証明書の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、租税特別措置法第41条の19の2第1項の規定に基づく証明申請書に、市の助成金を受けて耐震改修した家屋については（1）に掲げる書類を、市の助成を受けずに耐震改修した家屋については（2）から（11）までに掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1）川崎市が発行した助成金額確定通知書の写し

（2）耐震改修完了報告書（別記様式）

（3）登記事項証明書又は固定資産課税台帳記載事項証明書
（建築年月日が記入されたもの）

（4）家屋の全景写真

（5）耐震改修工事の設計図書（改修前・後の平面図、改修計画等）

（6）耐震改修工事前・後の耐震診断書

（7）耐震改修工事の施工状況がわかる写真

（8）建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第20条第3項に規定する工事監理報告書の写し

（9）耐震改修工事に係る契約書及び領収書の写し
（耐震改修工事部分の費用の内訳が分かるもの）

（10）建築士免許証の写し・建築士事務所登録通知書の写し・建築業の許可通知書の写し

（11）耐震改修の計画において、川崎市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行要領（25川ま建管第4099号）第3条に規定する判定委員会等が発行した判定書等

(証明書の交付)

第4条 市長は、前条による申請書を受領し審査した結果、証明書を交付する要件を満たしていると認めるときは、速やかに証明書を当該申請者に交付しなければならない。

(交付場所)

第5条 証明書を交付する場所は、まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課とする。

(手数料)

第6条 手数料は、川崎市手数料条例（昭和25年川崎市条例第6号）の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成18年7月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 市の助成を受けずに耐震改修をした家屋において、この要領の施行前に、既に市長へ事前相談等を行っている者については、従前の例により第3条（11）に掲げる書類の添付を必要としない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年9月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(別記様式)

耐震改修完了報告書

租税特別措置法第41条の19の2第1項の規定に基づく改修工事を完了しました。
この報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

川崎市長 様

年 月 日

申請者：対象家屋の所有者（納税義務者）氏名 _____ 印

申請者の住所 _____

申請者の電話番号 _____

対象家屋の所在地 _____

対象家屋の住所 _____

建築士の会社名・電話番号 _____

建築士氏名 _____

施工業者名・電話番号 _____

施工業者担当者氏名 _____

耐震改修工事部分の費用 _____ 円

* 添付書類

- (1) 登記事項証明書または固定資産課税台帳記載事項証明書
(建築年月日が記入されたもの)
- (2) 家屋の全景写真
- (3) 耐震改修工事の設計図書（改修前・後の平面図、改修計画等）
- (4) 耐震改修工事前・後の耐震診断書
- (5) 耐震改修工事の施工状況がわかる写真
- (6) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第20条第3項に規定する工事監理報告書の写し
- (7) 耐震改修工事に係る契約書及び領収書の写し
(耐震改修工事部分の費用の内訳が分かるもの)
- (8) 建築士免許証の写し・建築士事務所登録通知書の写し・建設業の許可通知書の写し
- (9) 耐震改修の計画において、川崎市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行要領（25川ま建管第4099号）第3条に規定する判定委員会等が発行した判定書等